

「第2弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」 Q&A

【キャンペーンについて】

Q1 このキャンペーンの期間は、いつからいつまでですか？

A1 宿泊日が令和3年4月15日（木）から5月31日（月）（6月1日（火）チェックアウト）までです。

※今後の新型コロナウイルス感染症に係る情勢によっては、本キャンペーンを中断または中止する場合があります。

※期間中であっても、予算の上限に達した場合は、本キャンペーンを終了させていただくことがあります。

【利用対象者について】

Q2 このキャンペーンは、誰でも利用ができますか？

A2 県内在住の県民の方は、どなたでも利用いただけます。

助成の対象となるのは、4,000円（税込）以上の宿泊プランを利用する場合です。

利用する場合は、宿泊施設へのチェックイン時に、申請書の提出（代表者）、県内在住であることを証明する公的証明書の提示（宿泊者全員）が必要です。

申請書の提出、証明書の提示ができない場合は、割引はできません。

※利用者は、予約時に、宿泊施設に本キャンペーンを利用する旨のお申し出が必要です。ネット予約の場合も、速やかにお知らせください。予約時に連絡がないと割引が受けられない場合があります。

Q3 子供も割引になりますか？

A3 子供も4,000円（税込）以上の場合は割引対象になります。

【例】家族4人（大人2名、子供1名、乳幼児1名（無料））で大人1泊6,000円、子供3,000円の宿泊プランを利用し2泊宿泊した場合

⇒大人 1泊 6,000 円のみが割引対象となり、子供 1名、乳児 1名は 1泊 4,000 円未満のため対象外です。

※宿泊金額合計 : 30,000 円

割引額 : 12,000 円 (大人 3,000 円 × 2 名 × 2 泊)

宿泊施設への支払額: 18,000 円

Q 4 キャンペーン前に申し込みをしていましたが、対象になりますか？

A 4 宿泊施設にキャンペーンを利用する旨の連絡をする必要があります。連絡いただいた時点で、助成予算の上限に達しておらずキャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。
ただし、事前決済を行っている場合は、対象外です。

Q 5 オンラインで予約しましたが、対象になりますか？

A 5 県民の方で、予約時に本キャンペーンを利用することを、宿泊施設へ連絡し、現地でお支払いしていただくことにより、対象になります。
チェックイン時に、申請書の提出（代表者）、県内在住であることを証明する公的証明書の提示（宿泊者全員）が必要です。

Q 6 県外の方を含むグループで宿泊したいが、対象になりますか。

A 6 グループ内に県外の方を含む場合は、一緒に宿泊される県民の方を含め、グループ内の全員が割引対象となりませんので、ご注意ください。

Q 7 人数が追加になりました。追加の人も本キャンペーンを利用できますか？

A 7 追加の方が県民の方で、かつ、申し出があった時点で助成予算の上限に達しておらず、キャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。

【対象施設について】

Q 8 対象になる施設は、どのような施設でしょうか？

A 8 旅館業の営業許可等を受けた県内の宿泊施設のうち、本キャンペーンに登録した施設です。施設一覧は、長崎県観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」で確認が出来ます。

Q 9 当初申し込んだ日程から変更になりました。宿泊施設の変更はありません。引き続き、本キャンペーンを利用できますか？

A 9 お申し出があった時点で、助成予算の上限に達しておらず、キャンペーン継続期間中であればご利用いただけます。

【対象プランについて】

Q 1 0 対象になるプランは、どのようなものですか？

A 1 0 宿泊料金がおひとり 1泊あたり 4,000 円以上（税込）のもので、宿泊代金を現地で支払うものが対象です。子供も1泊あたり 4,000 円以上（税込）の場合対象になります。

予約方法は、宿泊施設への直予約（電話、当該宿泊施設のホームページ）のほか、オンライン予約サイト（じゃらん net、楽天等）経由のものも対象となります。

ただし、予約時に本キャンペーンを利用することを宿泊施設へ連絡していない場合、また、事前決済を行った場合は、対象となりません。

Q 1 1 宿泊する前に宿泊代金の決済を済ませたものも、本キャンペーンの対象となりますか？

A 1 1 対象になりません。

Q 1 2 休憩や食事など、日帰り利用も対象になりますか？

A 1 2 対象になりません。宿泊代金の発生が条件となります。

- Q13 ①ツインルーム1室1泊7,000円(税込)を2名で利用した場合は対象となりますか？
②ツインルーム1室1泊7,000円(税込)をシングルコースで利用した場合は、対象となりますか？

- A13 ①宿泊料金が1人1泊あたり3,500円(税込)となり、4,000円(税込)未満となるため、対象になりません。
②対象となります。

- Q14 本キャンペーンが中止された場合、発生したキャンセル料の補填はありますか？

- A14 キャンペーンが中止となったことにより、本キャンペーンを利用する予定であった旅行を中止した場合において、発生したキャンセル料を宿泊施設に支払った場合は、宿泊施設に支払ったキャンセル料相当分を補填します。
その場合、支払ったことを証明する書類(領収書等)を添付した還付申請書を、事務局に送付いただきます。
詳細につきましては、後日、ながさき旅ネットに掲載します。

【利用方法について】

- Q15 キャンペーンを利用するためには、予約の際に申し出るだけでいいですか？

- A15 予約の際に申し出ていただくだけでは、キャンペーンは利用できません。
予約の際に利用を申し出るとともに、チェックイン時に、宿泊料金割引申請書を提出する必要があります。その際、住所を確認しますので、利用される方は全員、住所が確認できる公的証明書を当日宿泊施設に持参してください。宿泊当日に公的証明書の持参を忘れ、住所が確認できない場合は、キャンペーンを利用できませんので、ご注意ください。

Q16 公的証明書とはこういったものを指しますか？

A16 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等は、3か月以内に発行されたものに限ります。

Q17 現地で支払う際、現金以外の支払いはできないのですか？

A17 宿泊施設がクレジットカードなどでの支払いのお取り扱いしているのであれば可能です。詳しくは、宿泊施設へお問い合わせください。

Q18 予約した際、割引適用にする旨を伝えていないのですが。

A18 宿泊施設に必ず事前に連絡をお願いします。事前の申し出がない場合、割引を受けられないことがあります。

Q19 対象者は何泊でも利用が出来ますか？

A19 連泊の場合、割引対象となるのは3連泊までです。利用回数に制限はありませんので、3連泊までの宿泊であれば、キャンペーン継続期間中は、何度でもご利用いただけます。

【割引制度の併用について】

Q20 市町の割引制度を併用できますか？

A20 宿泊料金から、まず、本キャンペーンの割引額を差し引き、残額に対して市町の制度を適用してください。市町の制度の詳細については、各市町のホームページ等により各自確認をお願いします。

【地域限定クーポンの配付について】

Q 2 1 地域限定クーポンとは、どのようなものですか？

A 2 1 地域限定クーポンは、本キャンペーンの利用者に対して配布されるクーポン券で、1人1泊あたり2,000円が付与されます。

Q 2 2 地域限定クーポンは、長崎県内の宿泊施設に宿泊すれば誰でももらえますか？

A 2 2 地域限定クーポンの配布対象は、本キャンペーンを利用する方に限定されますので、誰でももらえる訳ではありません。
本キャンペーンを利用しない方、利用対象外の方（県外在住者、県外在住者を含むグループの宿泊者、宿泊料金が4,000円（税込）未満の宿泊者、本人確認ができない方等）へは配付されませんので、ご注意ください。
※本キャンペーンが適用になった泊数分しか配付されません。
※日帰り旅行でも、旅行会社が主催するものであれば、配付対象となるものもあります。その場合は、日帰り旅行日がクーポン使用期限となります。詳しくは旅行会社でお尋ねください。

Q 2 3 地域限定クーポンは、いつから配付されますか？

A 2 3 地域限定クーポンは、本キャンペーンを利用する5月1日（土）チェックインの宿泊から配付される予定です。

Q 2 4 地域限定クーポンの期限は、いつまでですか？

A 2 4 地域限定クーポンは、チェックイン時にお渡しし、チェックアウト当日までの使用期限となります。

Q 2 5 地域限定クーポンは、宿泊料金の支払いに利用できますか？

A 2 5 地域限定クーポンは、宿泊料金の支払いには利用できません。地域限定クーポン利用加盟店として登録された土産店、飲食店、交通サービス等で利用いただけます。